

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 堺市公報 第182号  | 令和3年8月20日発行                          |
| <b>堺市公報</b> | 発行<br>堺市（総務局行政部法制文書課）<br>堺市堺区南瓦町3番1号 |

## 目 次

## 頁

## &lt;告示&gt;

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について  
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 4
- 南部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 6
- 南部大阪都市計画道路の変更について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 6
- 南部大阪都市計画用途地域の変更について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 8
- 南部大阪都市計画高度地区の変更について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 8
- 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 9

## &lt;公告&gt;

- 堺市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書等の提出について  
【環境局環境保全部環境共生課】…………… 9
- 農用地利用集積計画

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 【産業振興局農政部農地課】 .....     | 10 |
| ○都市計画法に基づく工事の完了について     |    |
| 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 ..... | 21 |

## 告 示

### 堺市告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名                               | 事業内容           | 事業所名                        | 事業所所在地                         | 指定年月日        |
|-----------------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------|
| 株式会社 B I S<br>C U S S             | 居宅介護           | 訪問介護ステーションH I B I<br>S U石津川 | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町東二丁5番27<br>号1階 | 令和3年8月<br>1日 |
| 株式会社 B I S<br>C U S S             | 重度訪問介護         | 訪問介護ステーションH I B I<br>S U石津川 | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町東二丁5番27<br>号1階 | 令和3年8月<br>1日 |
| 株式会社 シーエ<br>ムエス福祉開発               | 居宅介護           | ルルポ泉ヶ丘ヘル<br>パーステーション        | 大阪府堺市南区三原<br>台一丁2番3号           | 令和3年8月<br>1日 |
| 株式会社 シーエ<br>ムエス福祉開発               | 重度訪問介護         | ルルポ泉ヶ丘ヘル<br>パーステーション        | 大阪府堺市南区三原<br>台一丁2番3号           | 令和3年8月<br>1日 |
| S e a s C o m<br>p a n y 株式会<br>社 | 就労継続支援<br>(B型) | S E A W O R K<br>S堺         | 大阪府堺市東区日置<br>荘西町二丁39番4号        | 令和3年8月<br>1日 |

|                    |                 |                  |                                               |              |
|--------------------|-----------------|------------------|-----------------------------------------------|--------------|
| 株式会社 LOH<br>AS     | 居宅介護            | 介護センターロ<br>ハスさかい | 大阪府堺市南区庭代<br>台二丁9番6号                          | 令和3年8月<br>1日 |
| 株式会社 LOH<br>AS     | 行動援護            | 介護センターロ<br>ハスさかい | 大阪府堺市南区庭代<br>台二丁9番6号                          | 令和3年8月<br>1日 |
| 株式会社 ココエ<br>ル      | 就労移行支援<br>(一般型) | 就労移行支援コ<br>コエル   | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥梅北町一丁8番2<br>号 新栄プロパティ<br>三国ヶ丘2階 | 令和3年8月<br>1日 |
| 特定非営利活動法<br>人 あいらぶ | 行動援護            | ケアステーショ<br>ンあいらぶ | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥梅町一丁19番6号                       | 令和3年8月<br>1日 |

## 堺市告示第293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名             | 事業内容   | 事業所名             | 事業所所在地                        | 指定年月日        |
|-----------------|--------|------------------|-------------------------------|--------------|
| 合同会社 ティク<br>リック | 地域移行支援 | 相談支援センタ<br>ーていっく | 大阪府堺市堺区一条<br>通9-9 岡田ビル<br>101 | 令和3年8月<br>1日 |
| 合同会社 ティク<br>リック | 地域定着支援 | 相談支援センタ<br>ーていっく | 大阪府堺市堺区一条<br>通9-9 岡田ビル<br>101 | 令和3年8月<br>1日 |

## 堺市告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名           | 事業内容   | 事業所名          | 事業所所在地                            | 指定年月日    |
|---------------|--------|---------------|-----------------------------------|----------|
| 株式会社 LOHAS    | 計画相談支援 | ロハスプランセンターさかい | 大阪府堺市南区庭代台二丁9番6号                  | 令和3年8月1日 |
| 合同会社 FLUORITE | 計画相談支援 | 相談センターラピス     | 大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁31番8号<br>アフルエンス203号 | 令和3年8月1日 |
| 合同会社 ティックリック  | 計画相談支援 | 相談支援センターていっく  | 大阪府堺市堺区一条通9-9 岡田ビル101             | 令和3年8月1日 |

堺市告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名         | 事業内容 | 事業所名      | 事業所所在地              | 廃止年月日     |
|-------------|------|-----------|---------------------|-----------|
| 株式会社 DOUSAN | 居宅介護 | シンキケアセンター | 大阪府堺市西区浜寺昭和町三丁438-1 | 令和3年7月23日 |

|                 |                |                         |                                    |               |
|-----------------|----------------|-------------------------|------------------------------------|---------------|
| 株式会社 DOUSAN     | 重度訪問介護         | シンキケアセンター               | 大阪府堺市西区浜寺<br>昭和町三丁438-1            | 令和3年7月<br>23日 |
| 株式会社 アイス<br>マイル | 就労継続支援<br>(A型) | ワークスペース<br>・ニコライズ       | 大阪府堺市堺区南清<br>水町一丁1番28号             | 令和3年7月<br>31日 |
| 株式会社 ニチイ<br>学館  | 同行援護           | ニチイケアセン<br>ター堺          | 大阪府堺市堺区竜神<br>橋町一丁2番16号<br>山久ビル2階B号 | 令和3年7月<br>1日  |
| 株式会社 ニチイ<br>学館  | 同行援護           | ニチイケアセン<br>ター堺東         | 大阪府堺市堺区中瓦<br>町一丁1番21号 堺<br>東八幸ビル3階 | 令和3年7月<br>1日  |
| 株式会社 月の灯        | 居宅介護           | 月の灯ケアセン<br>ター           | 大阪府堺市中区陶器<br>北1862-1               | 令和3年7月<br>31日 |
| 株式会社 月の灯        | 重度訪問介護         | 月の灯ケアセン<br>ター           | 大阪府堺市中区陶器<br>北1862-1               | 令和3年7月<br>31日 |
| 株式会社 月の灯        | 同行援護           | 月の灯ケアセン<br>ター           | 大阪府堺市中区陶器<br>北1862-1               | 令和3年7月<br>31日 |
| 合同会社 久萬         | 居宅介護           | 訪問介護まる                  | 大阪府堺市東区野尻<br>町379-12               | 令和3年7月<br>31日 |
| 合同会社 久萬         | 重度訪問介護         | 訪問介護まる                  | 大阪府堺市東区野尻<br>町379-12               | 令和3年7月<br>31日 |
| 合同会社 久萬         | 同行援護           | 訪問介護まる                  | 大阪府堺市東区野尻<br>町379-12               | 令和3年7月<br>31日 |
| 社会福祉法人 堺<br>福祉会 | 短期入所           | 特別養護老人ホ<br>ームハートピア<br>堺 | 大阪府堺市堺区海山<br>町三丁150番地1             | 令和3年7月<br>31日 |
| 有限会社 トムス        | 居宅介護           | 感謝の杜ヘルパ<br>ーステーション      | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥赤畑町一丁33番地<br>の1      | 令和3年7月<br>31日 |
| 有限会社 トムス        | 重度訪問介護         | 感謝の杜ヘルパ<br>ーステーション      | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥赤畑町一丁33番地<br>の1      | 令和3年7月<br>31日 |
| 有限会社 トムス        | 同行援護           | 感謝の杜ヘルパ<br>ーステーション      | 大阪府堺市北区百舌<br>鳥赤畑町一丁33番地<br>の1      | 令和3年7月<br>31日 |

## 堺市告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 都市計画の変更に係る土地の区域

## (1) 追加する土地の区域

(201-3号 南海電気鉄道高野線)

堺市堺区遠里小野町4丁、遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、香ヶ丘町5丁、  
香ヶ丘町4丁、香ヶ丘町1丁、砂道町3丁、砂道町2丁、高須町3丁、  
北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、北庄町3丁、今池町1丁、  
北田出井町1丁、南庄町2丁、北向陽町2丁、中向陽町2丁、中田出井町1丁、  
南向陽町2丁、南田出井町1丁、北花田口町3丁、三国ヶ丘御幸通、  
中三国ヶ丘町1丁、南三国ヶ丘町1丁、榎元町1丁、榎元町2丁、榎元町4丁、  
榎元町6丁、五月町、西永山園、中永山園、東永山園、向陵西町4丁地内

## 2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

## 堺市告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 変更する土地の区域

(3・2・201-11号 築港天美線)

堺市堺区南清水町1丁、南清水町2丁、南清水町3丁、錦綾町1丁、錦綾町2丁、  
錦綾町3丁、今池町2丁、今池町3丁、今池町4丁、今池町5丁地内

(2) 追加する土地の区域

(3・4・201-79号 浅香山駅前線)

堺市堺区砂道町2丁、砂道町3丁、高須町3丁地内

(7・7・201-11号 高野線附属街路東1号線)

堺市堺区遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、香ヶ丘町4丁、砂道町3丁、  
香ヶ丘町1丁、高須町3丁、北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、  
今池町2丁、今池町1丁、北庄町3丁、中向陽町2丁、南向陽町2丁、  
北田出井町1丁、中田出井町1丁、南田出井町1丁、北花田口町3丁、  
三国ヶ丘御幸通地内

(7・7・201-12号 高野線附属街路東2号線)

堺市堺区南三国ヶ丘町1丁、三国ヶ丘御幸通、榎元町1丁、榎元町2丁地内

(7・7・201-13号 高野線附属街路東3号線)

堺市堺区榎元町2丁、榎元町4丁地内

(7・7・201-14号 高野線附属街路西1号線)

堺市堺区遠里小野町4丁、遠里小野町3丁、遠里小野町2丁、砂道町3丁、  
砂道町2丁地内

(7・7・201-15号 高野線附属街路西2号線)

堺市堺区砂道町2丁、高須町3丁、北清水町3丁、南清水町3丁、錦綾町3丁、  
北庄町3丁、南庄町2丁、北向陽町2丁、中向陽町2丁、南向陽町2丁地内

(7・7・201-16号 高野線附属街路西3号線)

堺市堺区三国ヶ丘御幸通、榎元町2丁、五月町、西永山園、中永山園地内

2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

## 堺市告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市
- 2 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

## 堺市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画高度地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
堺市



## 2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

~~~~~

## 堺市告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該都市計画に係る図書については、公衆の縦覧に供する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市

## 2 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

公 告

## 堺市公告第447号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第33条第2項の規定に基づき、環境影響評価書及びこれを要約した書類（以下これらを「評価書等」という。）の提出があったので、同条例第34条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地  
堺市  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域
  - (1) 名称  
南海電気鉄道高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
  - (2) 種類  
堺市環境影響評価条例別表第2号に掲げる鉄道の改良の事業
  - (3) 規模  
浅香山駅～堺東駅付近の約3.0km区間
  - (4) 都市計画対象事業実施区域  
堺市堺区内
- 3 関係地域  
堺市堺区
- 4 評価書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
ア 堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
イ 堺市建設局道路部連続立体推進課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館17階
  - (2) 期間  
令和3年8月20日（金）から令和3年9月21日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第448号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

令和3年度 第5号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定  
により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年8月5日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)               |       |       | 利用権を設定する農地 |          |                     |               | 利用権を設定する者(貸手) |                           |            | 設定する利用権   |            |        |                  |  |
|-------------------------------|-------|-------|------------|----------|---------------------|---------------|---------------|---------------------------|------------|-----------|------------|--------|------------------|--|
| 住所                            | 氏名    | 所在    | 地番         | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所            | 氏名            | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃(円)  | 借賃の支払い方<br>法     |  |
| 堺市中区福田320番地4                  | 松谷 善功 | 中区辻之  | 1055       | 田        | 1,160               | 堺市中区辻之62番地    | 玉山 和英         | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和3年9月1日  | 令和6年8月31日  | -      | -                |  |
|                               |       | 中区陶器北 | 2131       | 畑        | 444                 |               |               |                           |            |           |            |        |                  |  |
| 堺市中区陶器北928番地12                | 橋 健一郎 | 中区陶器北 | 2132       | 畑        | 11                  | 堺市中区辻之1616番地1 | 玉山 倫子         | 賃貸借による<br>権利              | 畑として<br>利用 | 令和3年11月1日 | 令和6年10月31日 | 20,000 | 毎年未までに<br>貸入宅へ持参 |  |
|                               |       | 中区陶器北 | 2133       | 畑        | 1,265               |               |               |                           |            |           |            |        |                  |  |
|                               |       | 中区陶器北 | 2134       | 畑        | 266                 |               |               |                           |            |           |            |        |                  |  |
| 堺市東区嘉松227番地2<br>シアパーク北野町1714号 | 明地 克博 | 北区野添町 | 226        | 田        | 1,034               | 堺市北区野添町7600番地 | 西野 俊文         | 賃貸借による<br>権利              | 畑として<br>利用 | 令和3年11月1日 | 令和6年10月31日 | 10,000 | 毎年未までに<br>貸入宅へ持参 |  |

1. 利用権設定各集明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |                    | 利用権を設定する農地 |     |          |       | 利用権を設定する者(貸手)    |                    | 設定する利用権                                |            |          |           |       |              |
|--------------------|--------------------|------------|-----|----------|-------|------------------|--------------------|----------------------------------------|------------|----------|-----------|-------|--------------|
| 住所                 | 氏名                 | 所在         | 地番  | 現況<br>地目 | 地積(㎡) | 住所               | 氏名                 | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項              | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方<br>法 |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号   | 一般財団法人<br>大阪府みどり公社 | 南区畑        | 696 | 畑        | 522   | 堺市南区畑521番地       | 向井 隆雄<br>向井 佐和子    | 使用貸借による<br>権利<br>・<br>農地中間管理事業<br>共通事項 | 畑として<br>利用 | 令和3年9月1日 | 令和8年8月31日 | -     | -            |
| 堺市南区茶山台2丁目1番27-101 | 山田 晋也              |            |     |          |       | 大阪府中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人<br>大阪府みどり公社 |                                        |            |          |           |       |              |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| —       | —       | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

## (11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

## (12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

## (15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|-----|
| —          | —                        | —                          | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| —       | —       | —   |

~~~~~

## 堺市公告第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 開発区域

堺市美原区小平尾1247番1、1248番1及び1248番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府富田林市東板持町二丁目9番3号

株式会社24SYSTEMタイヤサービス

代表取締役 田中 宏侑